

## 「やっけん NEO 登録販売者試験対策 必修問題集 第3版」の変更箇所について

手引き改訂に伴う必修問題集の変更箇所につきまして、問題・解答・解説を掲載しております。いずれも改訂後の内容を反映した問題へと変更しているため、ぜひ解いてみてください。

### 第1章

#### 2 ページ

問4 健康食品に関する記述の正誤について、正しい組合せを選べ。

1-3

- |   |   |                            |
|---|---|----------------------------|
| a | 健康食品は、医薬品との相互作用で薬物治療の妨げになることはない。  | a b c d                    |
| b | 錠剤やカプセル等の医薬品に類似した形状で健康食品を販売することは、禁止されている。   | 1 正誤正誤<br>2 正誤誤正           |
| c | 機能性表示食品は、事業者の責任で科学的根拠をもとに機能性関与成分が有する健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに表示するものとして、国の個別の許可を受けたものである。         | 3 誤誤正誤<br>4 正正誤誤<br>5 誤誤誤正 |
| d | 特定保健用食品は、身体の生理機能などに影響を与える保健機能成分を含むもので、個別に（一部は規格基準に従って）特定の保健機能を示す効果や安全性などに関する国の審査を受け、許可されたものである。 |                            |

問4 2025年 関西広域連合・福井県ブロック 問3 一部改変

- a 誤 「薬物治療の妨げになることはない」は誤りで、「薬物治療の妨げになることもある」が正しい。
- b 誤 禁止はされていない。いわゆる健康食品はその多くが、摂取しやすいよう錠剤やカプセルなどの医薬品に類似した形状で販売されている。
- c 誤 最後の部分が誤り。「機能性表示食品」は、国に届出された商品であるが、特定保健用食品とは異なり国の個別の許可を受けたものではない。なお、令和8年の手引き改訂で機能性表示食品の説明が変更され、「疾病に罹患していない者」が対象となる旨が削除されている。
- d 正 なお、令和8年の改訂で、特定保健用食品の説明における「有効性」が「効果」に変更された。

正解：5

#### 8 ページ

問16 サリドマイドに関する記述の正誤について、正しい組合せを一つ選べ。

1-9

- |   |   |                  |
|---|---|------------------|
| a | サリドマイドは、解熱鎮痛薬として販売された医薬品である。                                      | a b c d          |
| b | 妊婦又は妊娠していると思われる女性が摂取した場合、サリドマイドは血液脳関門を通過して胎児に移行するため、胎児に先天異常が発生する。 | 1 誤誤正正<br>2 正誤誤正 |
| c | サリドマイド製剤には、一般用医薬品として販売されていた製品もある。                                 | 3 正誤誤誤           |
| d | サリドマイドには、副作用として血管新生を妨げる作用がある。                                     | 4 誤正誤正<br>5 誤正正誤 |

問16 2023 中国・四国ブロック 問17 一部改変

- a 誤 「解熱鎮痛薬」ではなく、「催眠鎮静剤等」として販売された医薬品である。
- b 誤 「血液脳関門」ではなく、「血液-胎盤関門」を通過して胎児に移行する。なお、令和8年の手引き改訂で、薬の使用者が「妊娠している女性」から「妊婦又は妊娠していると思われる女性」へと変更された。
- c、d 正

正解：1

問20 C型肝炎及びC型肝炎訴訟に関する次の記述の正誤について、正しい組合せを一つ選べ。

1-9

- |   | a   | b | c | d |   |
|---|---|---|---|---|---|
| a | C型肝炎訴訟とは、出産や手術の際に特定のグロブリン製剤や血液凝固第IX因子製剤の投与を受けたことにより、C型肝炎ウイルスに感染したことに対する損害賠償訴訟である。 | 1 | 正 | 正 | 誤 |
| b | 国及び製薬企業を被告として提訴されたが、未だ全面和解には至っていない。   | 2 | 正 | 誤 | 正 |
| c | 2008年にC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法が制定、施行された。                                  | 3 | 正 | 誤 | 誤 |
| d | 「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（最終提言）」を受け、（独）医薬品医療機器総合機構による感染等被害救済制度が創設された。             | 4 | 誤 | 正 | 正 |
|   |   | 5 | 誤 | 誤 | 正 |

問20 2023年 北関東・甲信越ブロック 問40 一部改変

- a 誤 「グロブリン製剤」ではなく、「**フィブリノゲン製剤**」である。なお、令和8年の手引き改訂でC型肝炎訴訟の背景に関する記述が「出産や手術での大量出血などの際に」から「**出産や手術の際に**」へと変更された。
- b、c 正
- d 誤 「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（最終提言）」を受け、医師、薬剤師、法律家、薬害被害者などの委員により構成される**医薬品等行政評価・監視委員会**が設置された。

正解：4

### 第3章 生薬・漢方薬 Part 2

問4 胃腸の不調を改善する目的で用いられる漢方処方製剤に関する記述の正誤について、正しい組合せを選べ。

3-40

- |   | a   | b | c | d |   |
|---|---|---|---|---|---|
| a | 麻子仁丸は、体力虚弱で、疲れやすくて手足などが冷えやすいものの胃腸虚弱、下痢、嘔吐、胃痛、腹痛、急・慢性胃炎に適すとされる。                                | 1 | 正 | 誤 | 正 |
| b | 六君子湯は、体力中等度以上で、下腹部痛があって、便秘しがちなものの月経不順、月経困難、月経痛、便秘、痔疾に適すとされる。                                  | 2 | 正 | 誤 | 誤 |
| c | 大黃甘草湯は、体力に関わらず使用でき、便秘、便秘に伴う頭重、のぼせ、湿疹・皮膚炎、ふきでもの、食欲不振、腹部膨満、腸内異常発酵、痔などの症状の緩和に適すとされる。             | 3 | 誤 | 正 | 正 |
| d | 安中散は、体力中等度以下で、腹部は力がなくて、胃痛又は腹痛があって、ときに胸やけや、げっぷ、胃もたれ、食欲不振、吐きけ、嘔吐などを伴うものの神経性胃炎、慢性胃炎、胃腸虚弱に適すとされる。 | 4 | 誤 | 正 | 誤 |
|   |   | 5 | 誤 | 誤 | 正 |

問4 2024年 関西広域連合・福井県ブロック 問36

「胃の不調」と「腸の不調」に使用される漢方処方製剤が混在しており、幅広い知識が必要である。

- a 誤 この記述は、「**手足などが冷えやすい**」「**下痢**」などのキーワードから、**人参湯**の効能効果とわかる。麻子仁丸は「**便が硬く塊状なものの便秘**」をキーワードにして覚えるとよい。
- b 誤 この記述は、「**下腹部痛**」「**便秘**」「**月経不順**」などのキーワードから、**大黃牡丹皮湯**の効能効果とわかる。六君子湯は、「**みぞおちがつかえ**」をキーワードにして覚えるとよい。
- c、d 正 なお、令和8年の手引き改訂で、大黃甘草湯の効能効果の「**腸内異常発酵**」が「**腸内異常発酵**」へと変更されている。

正解：5

## 第4章 Part 1

116ページ

4-3

問6 医薬品の定義と範囲に関する記述の正誤について、正しい組合せを一つ選べ。

- |   |  |         |
|---|--|---------|
| a | 人の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている「無承認無許可医薬品」は、医薬品に含まれない。 | a b c d |
| b | 人の疾病の診断に使用されることを目的とする検査薬であって、機械器具等でないものは、医薬品に含まれる。   | 1 正誤正誤  |
| c | 日本薬局方に収められている物は医薬品に該当する。                             | 2 正誤誤正  |
| d | 医薬品は、法に基づく医薬品の「製造業」の許可を受けた者でなければ製造をしてはならない。          | 3 誤正正誤  |
|   |  | 4 誤正誤正  |
|   |  | 5 誤誤正正  |

問6 2022年 関西広域連合・福井県ブロック 問83 一部改変

- a 誤 「医薬品に含まれない」は誤りで、「**医薬品に含まれる**」が正しい。なお、令和8年の手引き改訂で、無承認無許可医薬品の例として挙げられていた「**やせ薬**」が削除されている。
- b、c、d 正

正解：3

## 第4章 Part 2

126ページ

4-8

問8 食品に関する次の記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- a 健康食品は、法的にも、安全性や効果を担保する科学的データの面でも医薬品と同等である。
- b 「栄養機能食品」は、個別の許可申請を行う必要がない自己認証制度となっている。
- c 「特定保健用食品」は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性関与成分が有する機能性を表示し、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものであるが、「機能性表示食品」とは異なり消費者庁長官の個別の許可を受けたものではない。
- d 一般用医薬品の販売時に健康食品の摂取の有無について確認することは重要で、購入者等の健康に関する意識を尊重しつつも、必要があればそれらの摂取についての指導も行うべきである。
- 1 (a、b)    2 (a、c)    3 (b、d)    4 (c、d)

問8 2023年 北関東・甲信越ブロック 問23 一部改変

令和8年の手引き改訂により、**保健機能食品の説明が大きく変更となっている**ので、注意すること。

- a 誤 健康食品は、法的にも、また安全性や効果を担保する科学的データの面でも**医薬品とは異なる**。
- b、d 正
- c 誤 記述内の「**特定保健用食品**」と「**機能性表示食品**」の位置が逆。「特定保健用食品」は、食生活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をする食品である。特定の保健の用途を表示するには、**個別に生理的機能や特定の保健機能を示す効果や安全性等に関する審査を受け、許可又は承認を取得することが必要**である。

正解：3

問9 保健機能食品等に関する以下の記述の正誤について、正しい組み合わせはどれか。

- a 栄養機能食品は、消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨の表示が義務づけられている。
- b 反復・継続して摂取されることが見込まれる機能性表示食品について、事業者は、健康被害と疑われる情報を把握した場合は、当該食品との因果関係が不明であっても速やかに消費者庁長官及び都道府県知事等（都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に情報提供しなければならない。
- c 機能性表示食品は、個別に生理的機能や特定の保健機能を示す効果や安全性等に関する審査を受け、許可又は承認を取得することが必要である。
- d 機能性表示を行う天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品については、Good Manufacturing Practice (GMP)に基づく製造管理が食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）における届出者の遵守事項とされている。

- a b c d
- 1 正正誤正
- 2 誤誤誤正
- 3 誤誤正誤
- 4 誤正誤正
- 5 正正正誤

問9 2025年 北海道・東北ブロック 問86 一部改変

問8同様、令和8年の手引き改訂により、**保健機能食品の説明が大きく変更となっている**ので注意。

- a 正
- b、d 正 これらは令和6年3月に発生した**紅麹関連製品による健康被害**を受けて、令和7年の手引き改訂で追加された記述である。また、GMPとは製造管理や品質管理の基準のことである。きちんと押さえておこう。
- c 誤 この記述は、「**特定保健用食品**」の説明である。機能性表示食品は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性関与成分が有する機能性を表示し、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが**消費者庁長官へ届け出られたもの**である。

正解：1

問13 薬局に関する記述について、正しいものの組合せを選べ。なお、本問において「**薬剤師不在時間**」とは、**法施行規則第1条の2第2項第2号で規定されるものとする**。

- a 薬局で医薬品の販売に従事する登録販売者は、薬剤師不在時間内に限り、第一類医薬品を販売することができる。
- b 薬剤師不在時間内は、調剤に従事する薬剤師が不在のため調剤に応じることができない旨を当該薬局の外側の見やすい場所に掲示すれば、薬局内に掲示しなくてもよい。
- c 薬剤師不在時間内には、当該薬局の管理を行う薬剤師が、その薬局において勤務している従事者と連絡ができる体制を備えていなければならない。
- d 薬局開設者は、薬剤師不在時間内は、調剤室を閉鎖しなければならない。

- 1 (a、b) 2 (a、c) 3 (b、c) 4 (b、d) 5 (c、d)

問13 2025年 関西広域連合・福井県ブロック 問91 一部改変

令和8年の手引き改訂で、問題文の**条文番号が変更**された。それ以外の変更はなく、解答・解説への影響もない。

- a 誤 薬剤師不在時間内であっても、登録販売者が販売できる医薬品は、第二類医薬品又は第三類医薬品である。
- b 誤 薬剤師不在時間に係る掲示事項は、薬局内外の見やすい場所に掲示しなければならない。
- c、d 正

正解：5

## 第4章 Part 3

138ページ

4-14

問10 薬局で行う医薬品の特定販売の方法等に関する記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- a 特定販売を行う場合は、当該薬局以外の場所に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品を販売し、又は授与することができる。
- b 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告する場合は、ホームページに薬局の情報提供を行うための設備の写真を表示しなければならない。
- c 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告する場合は、ホームページに特定販売を行う医薬品の使用期限を表示しなければならない。
- d 薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。）は、特定販売することができる。

1 (a、b)    2 (b、c)    3 (c、d)    4 (a、d)

問10 2023年 北陸・東海ブロック 問95

本問への影響はないが、令和7年の法改正および令和8年の手引き改訂により、**特定販売の対象となる医薬品**が追加されている。具体的には「**特定要指導医薬品**」を除く**要指導医薬品**について、**ビデオ通話等**のオンラインで対面と同等の情報提供・指導を行うことを条件に**特定販売が可能**となった。

- a 誤 特定販売では、店舗で**実際に貯蔵・陳列している要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く）、一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品**を販売・授与することとされている。つまり、薬局のホームページで販売のみを行い、他社の在庫を他社から発送するような方法は認められない。
- b 誤 「情報提供を行うための設備の写真」は誤りである。ホームページには、「**薬局又は店舗の主要な外観の写真**」と、「**一般用医薬品の陳列の状況を示す写真**」を表示する必要がある。
- c 正 特定販売の広告に関する問題で、「**医薬品の使用期限**」は頻出である。実際には、ホームページなどに「**使用期限まで1年以上ある医薬品を発送します**」といった形で記載すればよいとされている。
- d 正

正解：3

問11 特定販売に関する以下の記述の正誤について、正しい組み合わせはどれか。

- a 薬局開設者は、特定販売により特定要指導医薬品及び一般用医薬品を販売することができる。
- b 薬局開設者は、特定販売を行う薬局以外の場所に貯蔵又は陳列している一般用医薬品を特定販売により販売することができる。
- c 店舗販売業者は、特定販売を行うことについて、インターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域である場合においては、市長又は区長。）及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行わなければならない。
- d 店舗販売業者は、特定販売により第三類医薬品を購入しようとする者から対面又は電話により相談応需の希望があった場合は、その店舗において、医薬品の販売に従事する薬剤師又は登録販売者に、対面又は電話により情報提供を行わせなければならない。

a b c d

- 1 誤誤正正  
2 正誤誤誤  
3 正正正誤  
4 正誤誤正  
5 誤正正正

問11 2025年 北海道・東北ブロック 問84 一部改変

令和8年の手引き改訂で、特定販売の対象医薬品が追加された。詳しくは問10の解説を参照のこと。

- a 誤 要指導医薬品は特定販売が可能だが、**特定要指導医薬品は特定販売の対象外である。**
- b 誤 特定販売を行う薬局「**以外**」の場所に貯蔵・陳列している一般用医薬品を特定販売することは**できない。**
- c、d 正

正解：1

問14 指定濫用防止医薬品として厚生労働大臣が指定する医薬品（令和8年厚生労働省告示第32号）に該当する有効成分として、正しいものの組合せはどれか。

- a 無水カフェイン。ただし、外用剤を除く。
- b アリルイソプロピルアセチル尿素。ただし、外用剤を除く。
- c ジフェンヒドラミン。ただし、外用剤を除く。
- d デキストロメトर्फアン。ただし、外用剤を除く。

- 1 (a、b) 2 (a、c) 3 (b、d) 4 (c、d)

問14 オリジナル

令和8年の手引き改訂により、指定濫用防止医薬品に関する知識が新しく追加された。

- a 誤 カフェインは、指定濫用防止医薬品に指定されていない。
- b 誤 アリルイソプロピルアセチル尿素は、指定濫用防止医薬品に指定されていない。なお、同じ鎮静成分の「**ブロモバレリル尿素**」は指定されている。
- c、d 正 これらは令和8年厚生労働省告示第32号で**新しく指定された成分**である。

正解：4